

仙台市監査委員公告第 21 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定による請求について、同条第 5 項の規定により監査を行ったので、その結果について次のとおり公表します。

令和 4 年 11 月 11 日

仙台市監査委員	船	山	明	夫
同	須	藤	裕	州
同	岩	渕	健	彦
同	鎌	田	城	行

第 1 請求のあった日

令和 4 年 9 月 21 日

第 2 請求人

1 名

第 3 請求の内容（請求書原文のとおり）

1. 請求の要旨

仙台市市長郡和子氏が 2022 年 9 月 27 日に行われる故安倍晋三氏の「国葬」に公務として出席する予定であること。（資料 1）

そもそもその「国葬」は内閣において決めたものの明確な法的根拠がないため違法あるいは違憲とも評されてる（資料 2）。その法的根拠の不明確な儀式に出席するために公費を使うことになれば、法治を二重に踏みにじり本市即ち市民には財務上の数値を上回る損害を与えるものである。更にその国葬に対して多くの国民がこれを容認しない状況があり（資料 3）、本市市民だけがこの「国葬」を容認している証左はないことから仙台市民の支持を得ての「自治体の長として」出席する必然性はない。よって公費出席の根拠が薄弱。つまり、その出席は公費によるべきではないことになる。

よって本件市長の「国葬」出席に公費支出をしないこと、と併せて本市市長は地方自治法第 1 条の二「住民の福祉の増進を図ること」に注力することを求める。

仮に本件出費実行済のときは、その費用の返還を求める。

〔事実を証する書面〕

資料 1 令和 4 年 9 月 14 日朝日新聞デジタル記事

資料 2-1 令和 4 年 9 月 15 日東京新聞 TOKYOWeb 記事

資料 2-2 令和 4 年 9 月 8 日朝日新聞記事

資料 3-1～2 令和 4 年 9 月 14 日紀尾井町戦略研究所記事 (Web)

(注) 事実を証する書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

第 4 請求の受理

本件監査請求は、令和 4 年 9 月 21 日付でこれを受理した。

第 5 地方自治法第 242 条第 4 項に基づく停止勧告の可否

請求人は、令和 4 年 9 月 27 日の故安倍晋三国葬儀（以下「本件国葬儀」という。）の実施に先立ち、市長が本件国葬儀に出席する際には、公費を支出しないことを求めており、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 4 項に基づき当該支出を停止するよう勧告すべきかにつき検討した。

対象部局に確認したところ、市長の本件国葬儀への出席に必要なものとして想定される費用は以下のとおりであり、このうち旅費は本件監査請求がなされた時点で既に支出されていた。それ以外の費用の所要額を想定すれば、多少の変更や増減はあるとしても、これらの支出により、本市にとって回復の困難な損害を避けるために緊急の必要があるとは認められないことから、同項に基づく停止勧告は行わないことを決定した。

市長が本件国葬儀に出席する際に必要なものとして想定される費用

- (1) 本件国葬儀会場までの往復の旅費
- (2) 市長が往路で自宅から JR 仙台駅へ移動する際の公用車燃料代
- (3) 市長が JR 東京駅と東京事務所との間を往復で移動する際のタクシー代及び復路で JR 仙台駅から自宅へ移動する際のタクシー代
- (4) JR 仙台駅において市長に随行する職員の入場券購入費用
- (5) JR 東京駅において市長に随行する職員の入場券購入費用

第 6 監査の実施

本件監査請求について、法第 242 条第 5 項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述

本件監査請求について、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 4 年 10 月 13 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は請求の要旨の補足として概ね以下のような陳述を行うとともに、新聞記事の写し等の新たな証拠の提出を行った。

- (1) 大日本帝国憲法下の国葬令は日本国憲法の成立、施行後に効力を失った。その後、現憲法の下において、国葬に関する法律は作られなかった。これは、国葬というものは現憲法下においてはそぐわないという理解があったからである。政府は本件国葬儀を行う理由を幾つか挙げているが、いずれも理解できるものではなく、行政法の専門家も首相の説明は全くおかしいと述べている。首相は、国葬の実施はその時々状況に応じて政府が総合的に判断すると説明している。しかし、ここには歴史からの学びも法によって物事を決めるという法治の認識も全く認められない。
- (2) 市長は、本件国葬儀に出席する理由として、故安倍元内閣総理大臣が東日本大震災からの復興に多大なる尽力をしたことや、内閣総理大臣として最長の任期を務めたことを挙げている。しかし、復興に尽力したのは一部の為政者ではなく、また任期が長かったのは自民党総裁の任期を延長したことなどによるものであり、これらは出席する理由にならない。
- (3) 請求の要旨の中で、法第 1 条の 2 の「住民の福祉の増進を図ること」に市長が注力することを求めているのは、違憲、違法性の濃厚な本件国葬儀に公費と時間を使って出席することなどせずに別のやるべき公務があるはずだという趣旨である。

(注) 新たな証拠の種類及び内容については、この監査結果への記載を省略した。

2 監査の対象部局

総務局

3 陳述を聴取した職員

総務局長、同局参事兼秘書課長、同局参事

4 監査対象事項

本件監査請求の趣旨等を勘案し、本件国葬儀への市長の出席に係る費用を公費から支出することは、違法又は不当であるかを監査対象事項とした。

第 7 監査結果

本件監査結果については、合議により、次のとおり決定した。

本件監査請求については、請求に理由がないものと認め、これを棄却する。

1 監査対象事項に係る主な事実経過

(1) 市長が本件国葬儀に出席するまでの経緯

次のとおりの経緯が認められた。

ア 令和4年7月22日、本件国葬儀を同年9月27日に日本武道館において行う旨閣議決定がなされた。

イ 令和4年9月12日、全国市長会事務局経由で本件国葬儀に関する本件国葬儀委員長からの案内状を本市において収受した。

ウ 令和4年9月13日、全国市長会事務局からの照会に対し本件国葬儀に出席する旨を本市より回答した。

エ 令和4年9月27日、本件国葬儀が実施され、市長が出席した。

(2) 市長の本件国葬儀出席に係る費用の支出に関する経過

次のとおりの費用の支出が認められた。

ア 市長に係る費用

(ア) 旅費 33,440円（鉄道賃片道15,070円×2，日当3,300円）

- ・令和4年9月15日 秘書課長による支出命令
- ・令和4年9月20日 会計課長による支出命令の審査
- ・令和4年9月20日 支出

(イ) 往路での自宅からJR仙台駅までの移動に係る公用車燃料代

※公用車燃料代は毎月1ヶ月間に給油した分の対価を支払う取扱いとなっており、本件に係る公用車燃料代は令和4年9月給油分として支払われた30,800円の中に含まれていることを確認した。

- ・令和4年10月18日 秘書課長による令和4年9月給油分の支出命令
- ・令和4年10月20日 会計課長による支出命令の審査
- ・令和4年10月26日 支出

(ウ) 復路でのJR仙台駅から自宅までの移動に係るタクシー代

2,040円（令和4年9月分として76,980円を支出）

※毎月、1ヶ月分がまとめて請求され、支出している。

- ・令和4年10月13日 秘書課長による支出命令
- ・令和4年10月17日 会計課長による支出命令の審査
- ・令和4年10月20日 支出

イ 随行職員に係る費用

(ア) 秘書課職員のJR仙台駅入場券購入費用 150円

- ・令和4年9月27日 icscaより出金

(イ) 秘書課職員の仙台市営地下鉄北仙台駅から同仙台駅までの交通費 250円

- ・令和4年9月27日 icscaより出金

- (ウ) 東京事務所職員のJR東京駅入場券購入費用 140円×2回
(市長JR東京駅到着時及び出発時)
 - ・令和4年9月27日 PASMOより出金
- (エ) 東京事務所職員の東京メトロ赤坂見附駅から同東京駅までの
交通費 168円
 - ・令和4年9月27日 PASMOより出金

2 理由

請求人は、本件国葬儀には明確な法的根拠がなく、法的根拠の不明確な儀式に公費を支出し、また時間もかけて市長が出席することは違法又は不当であるとして、本件国葬儀に出席するために公費を支出しないこと又は既に支出済みである場合には返還させることを求めている。

(1) 市長が本件国葬儀に公費を使って出席したことについて

本件国葬儀の法的根拠をめぐっては、請求人が提出した各種新聞報道等の資料に見られるように法学者等の専門家も含めて様々な意見が交わされている。

首相官邸ホームページ「岸田内閣総理大臣記者会見」によれば、岸田内閣総理大臣は令和4年7月14日、記者からの「国葬であれば国費で行うこととなり、予算措置のために閣議決定となると思うが、国会審議は必要ないのか」との趣旨の質問に対し、「国の儀式を内閣が行うことについては、内閣府設置法において内閣府の所掌事務として『国の儀式に関する事務に関すること』が明記されており、内閣法制局とも調整したうえで、政府としては、閣議決定を根拠に、行政が国を代表して国葬儀を行い得ると判断している」との趣旨の回答をしていることが確認できる。そして、前記1(1)のとおり、政府は、令和4年7月22日に本件国葬儀の実施を閣議決定した。また、国に対し、本件国葬儀の実施に要する経費支出の差止め等を求める訴訟も提起されているものの、現状、これらの訴訟についての司法の終局的判断は示されていないところである。

かかる状況の下で、市長は本件国葬儀に係る国からの案内を受け、出席を決定したのであるが、対象部局である総務局の陳述によれば、市長は、仙台市議会令和4年第3回定例会において「突然の凶行により命を落とされた安倍元総理は、歴代内閣総理大臣の中でも最長の任期を務められ、その期間の多くを東北の復興にご尽力いただいた。このたび、国葬儀に係る案内状をいただき、その死を悼むため参列をさせていただこうと考えている」との趣旨の答弁をしたとのことであった。

本件国葬儀への出席は、市長の行う交際事務として行われたと認められるところ、地方公共団体の長の行う交際への公費支出については、普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的

かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（法第1条の2第1項）などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的に見ることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当であるとされているところである（最高裁判所平成18年12月1日判決）。この見地に立って検討するに、地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担い、国は全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない事務など、その本来果たすべき役割を重点的に担うこととされ（法第1条の2第2項）、両者は適切に役割を分担しつつ、ともに住民の福祉の増進を図るために活動する主体である。かかる両者の間に十分な信頼関係、協力関係が構築されるべきことはいうまでもない。国から案内を受け、特段の事情もなく出席可能である場合において、これに応じることは国との円滑な関係構築につながり、ひいては両者間の友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とするものと客観的に見ることができるといふべきである。また、本件国葬儀に出席して弔意を表することは、社会通念上儀礼の範囲にとどまるものであると認められる。

したがって、市長が本件国葬儀に出席するためになされた本件支出が違法又は不当であるとは認められない。

(2) 本件支出の妥当性について

本件支出の内容は、前記1(2)のとおりである。

旅費については職員の旅費等に関する条例(昭和27年仙台市条例第32号)に基づき算定されていること、本市内における市長の移動に要した費用や市長を補助すべき職員の移動等に要した費用はいずれも実費であり、市長の自宅からの移動を公用車で送迎すること等や随行職員による補助は市長が公務出張する際に通常行われているものであること、支出手続きについても会計法規に基づき適切に処理されていることが確認できた。

したがって、この点においても本件支出が違法又は不当であるとは認められない。

以上のことから、本件監査請求には理由がないものと認め、これを棄却するのが相当と判断する。